

産業道路バス社会実験効果検証等業務委託
特 記 仕 様 書

第1章 総 則

第1条 適用の範囲

本特記仕様書は「産業道路バス社会実験効果検証等業務委託」に適用する。

第2条 業務の実施基準

1) 本業務は、本特記仕様書によるほか、測量業務等共通仕様書(熊本市 令和 7 年 10 月)、設計業務等共通仕様書(熊本市 令和 7 年 10 月)、その他の関連法令、基準及び示方書等に従い実施しなければならない。

2) 本特記仕様書は、本業務に必要な主要事項を示したものである。記載のない事項であっても、業務目的の達成上必要と認められる事項については、調査職員と協議の上、適切に実施しなければならない。

第3条 業務上の疑義

1) 業務上において不明な点又は疑義を生じた場合は、速やかに委託者の指示を受けるものとし、その時期を失して手戻りが生じないように注意しなければならない。

2) 調査及び分析の詳細については、委託者の指示に従うものとする。その他の業務上の質疑及び不明点については調査職員と協議するものとする。

第4条 訂 正

業務終了後といえども、成果に誤りがあった場合は、受託者は責任をもって直ちに訂正しなければならない。電子成果品についても、受託者の負担により訂正しなければならない。

第5条 資料等の貸与

1) 本業務に必要な資料のうち、委託者が所有し、貸与可能なものを受託者に貸与する。なお貸与された資料は受託者が責任をもって管理すること。なお、貸与された資料の返却時期については、調査職員と協議すること。

2) 受託者は、貸与資料について照査を行い、疑義又は不足がある場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

3) 業務遂行に当たり新たに必要となる資料が明らかになった場合は、受託者はその内容及び必要時期を整理し、調査職員と協議するものとする。

第6条 機密の厳守

受託者は、本業務に関する全ての事項について機密を厳守し、他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

第7条 業務計画

受託者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を提出し、委託者と打合せを行うこと。業務計画書に記載する事項は、次のとおりとする。

- ① 業務概要及び実施方針
- ② 業務工程及び実施手順
- ③ 業務組織計画及び担当者の役割
- ④ 打合せ計画及び関係者との連絡調整体制
- ⑤ 現地調査計画、調査員配置及び使用機器
- ⑥ 荒天、事故、通行止め、異常遅延その他の緊急時対応及び振替基準
- ⑦ 成果品の品質を確保するための照査計画
- ⑧ 成果品の内容及び部数
- ⑨ 使用する主な図書及び基準
- ⑩ その他、調査職員が指示する事項

第8条 検 査

受託者は、成果品の引渡しに当たっては履行期限を厳守し、検査員の検査を受けなければならない。成果品の引渡し後に受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の負担により所要の訂正又は修正を行うものとする。

第9条 協議打合わせ

本業務の協議打合わせは、原則として4回とする。管理技術者は各打合せに出席することを基本とするが、中間打合せについては、調査職員の承諾を得て Web 会議等により実施することができる。

- 1) 当初打合せ 業務計画書提出時 1 回
- 2) 事前調査・広報打合せ 1 回
- 3) 中間打合せ 1回
- 4) 最終打合せ 成果品納入時 1 回

第10条 提出書類

1) 受託者は、委託者が指定する様式により、契約締結後、関係書類を遅滞なく提出しなければならない。

2) 受託者が提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定めるものとする。ただし、委託者が様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3) 契約時又は変更時に業務委託料が 100 万円以上となる場合は、受託者は業務実績情報システム(テクリス)の登録対象及び登録手続について調査職員の確認を受け、所定の期限内に必要な手続を行わなければならない。

第11条 行政情報流出防止対策の強化

- 1) 受託者は、業務計画書の実施方針に情報セキュリティに関する対策を記載する

こと。

2) 受託者は、業務計画書及び共通仕様書に記載された内容を確実に実施するとともに、実施したことを確認できる資料を作成し、調査職員に報告しなければならない。

第12条 個人情報及び調査データの取扱い

受託者は、個人情報、映像、IC 利用データ、GPS・運行ログ、アンケート回答その他の調査データを、関係法令及び委託者の規程に従い適切に取り扱うものとする。

- 1) アンケートでは、氏名、電話番号その他の直接識別情報を取得しない。自由記述等に個人を識別し得る情報が含まれる場合は、集計・公表時に匿名化するものとする。
- 2) 映像を用いる場合は、撮影範囲、周知方法、保管場所、閲覧権限、保存期間及び消去方法を業務計画書に記載し、調査職員の承認を得るものとする。
- 3) 受託者は、調査データを本業務以外の目的に使用し、又は委託者の承諾なく第三者へ提供してはならない。

第13条 保険加入

受託者は、共通仕様書に示される保険その他本業務の実施に必要な保険に加入し、その旨を業務計画書に明示するものとする。調査職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第14条 ウィークリースタンス

本業務はウィークリースタンスの対象であるため、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、委託者及び受託者の協力のもと取り組むものとする。

第15条 第三者の土地等への立入り

受託者は、第三者の土地、施設、停留所又は車両へ立ち入る必要がある場合は、事前に調査職員と協議し、必要な承諾又は身分証明書の交付を受けるものとする。受託者は、現地調査中、身分を確認できる証明書を携帯し、求めがあった場合は提示しなければならない。なお、受託者は、立入り作業完了後 10 日以内に身分証明書を委託者に返却しなければならない。

第16条 管理技術者

管理技術者は、共通仕様書に定めるほか、交通計画、交通実態調査、公共交通の利用実態分析又はこれらに類する業務について必要な知識及び実務経験を有し、本業務を適切に管理できる者とする。

第17条 照査技術者

照査技術者は、共通仕様書に定めるほか、本業務の成果を適切に照査できる者とする。照査技術者は、管理技術者を兼務できないものとする。

第2章 業務内容

第18条 業務目的

本業務は、産業道路及び国体道路において既存便を維持しつつ朝時間帯の快速便を増便する社会実験について、速達性・定時性、利用状況、利用者・非利用者の評価、道路交通及び停留所付近の安全、周知の効果を把握し、継続運行に必要な条件及び改善案を整理することを目的とする。

第19条 計画準備

受託者は、委託者が提示する確定ダイヤ、停車・通過区分、調査地点及び貸与資料を確認し、第 7 条の業務計画書に調査方法と工程を具体化する。広報物の制作前に掲載内容を委託者及び交通事業者と照合する。

第20条 社会実験の概要及び基本条件

- (1)実験期間は令和 8 年(2026 年)12 月 1 日から令和 9 年(2027 年)1 月 29 日までを基本とする。原則として平日に運行し、土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く 39 運行日を標準とする。尚、交通事業者との調整の結果、実験期間が変更となった場合、委託者は受託者へ通知するとともに、甲乙協議を行うものとする。
- (2)本業務の基本数量は、G1-4 快速 4 便／日及び熊本駅直行快速 2 便／日の計 6 便／日、39 日間の想定計 234 便とする。運賃は現行の通常運賃とし、割引等の運賃施策は含まない。
- (3)第 21 条及び第 22 条の時刻・停車区分は、添付の実験概要に示された現時点の案を業務上の基本条件としたものである。便数の追加案及び異なる停車案も事業者との調整中であるため、実施する便、確定ダイヤ、停車区分及び比較対象便は委託者が交通事業者と協議の上、調査・広報の着手前に提示する。
- (4)バス運行費、車両・乗務員の手配、回送運行費、停留所施設工事及び運賃収入補填は本業務に含まない。P&R 駐車場及びシェアサイクルの確保、整備、運営又はシステム連携も含まない。

区分	運行区間	便数／日	本業務の基本条件
G1-4 快速	長嶺小学校前→桜町バスターミナル	4	停車 17 か所・通過 8 か所
熊本駅直行快速	渡鹿四丁目→熊本駅前→田崎橋	2	前半 7 停留所は乗車のみ、後半 3 停留所は降車のみ

第21条 G1-4 快速の運行条件

G1-4 快速 4 便の机上時刻案は次のとおりとする。道路交通状況により所要時間は変動するため、短縮分の確定値をこの表から定めず、実績により評価する。

便	長嶺小学校前発	桜町 BT 着	机上所要時間
第 1 便	6:30	6:55	25 分
第 2 便	6:44	7:17	33 分
第 3 便	6:50	7:25	35 分
第 4 便	8:45	9:19	34 分

停車・通過は以下の表を基本とし、全 25 停留所の区分を次のとおりとする。

取扱い	停留所(運行順)
停車 17 か所	長嶺小学校前、長嶺団地、福祉センターグラウンド前(東西線)、身障者福祉センター前、日赤病院前、帯山九丁目、帯山六丁目、帯山五丁目、帯山四丁目、保田窪三丁目、大江渡鹿、熊本整形外科病院前、九品寺交差点、水道町、通町筋、市役所前(熊本)、桜町バスターミナル
通過 8 か所	鶴田病院・鶴翔苑、保田窪四ッ角、渡鹿七丁目、渡鹿四丁目、警察学校前、大江二丁目、消防局防災センター前、新屋敷一丁目

快速便と既存各停便の順序が接近又は逆転する可能性がある。交通事業者が確定する運行順序・安全上の取扱いを確認し、定点調査、運行ログ及びヒアリングで把握できる範囲で実績を整理する。

第22条 熊本駅直行快速の運行条件

熊本駅直行快速 2 便は、G1-4 快速の停車パターンとは別の乗降取扱いとする。比較対象便及び車両の運行順序は実施前に最新ダイヤで確認する。

便	渡鹿四丁目発	熊本駅前着	二本木口着	田崎橋着
第 1 便	6:55	7:14	7:15	7:16
第 2 便	8:20	8:39	8:40	8:41

取扱い	停留所(運行順)
乗車のみ	渡鹿四丁目、警察学校前、大江二丁目、大江渡鹿、消防局防災センター前、新屋敷一丁目、熊本整形外科病院前

取扱い	停留所(運行順)
降車のみ	熊本駅前、二本木口、田崎橋

第23条 調査日の設定及び標準数量

各調査は、原則として火曜日から木曜日までの平常な平日に実施し、比較する日の曜日と時間帯をできる限り揃える。祝日とその前後、学校休業、大規模行事、荒天、事故及び工事等によって平常時の比較が困難な日は、調査職員と協議し日程を変更する。実験中の交通量調査日は、代表性を確認して委託者が指定する。

調査	実験前	実験中	実験後	標準数量
交通量・渋滞長	1 日	1 日	なし	11 交差点×2 日×13 時間
乗降・車内人数	比較各停 6 便×1 日	快速 6 便+比較各停 6 便×1 日	なし	6+6+6=計 18 便
主要停留所定点	1 日	1 日	なし	6 地点×2 日×4 時間
停留所周辺映像	なし	前半 1 回・後半 1 回	なし	2 地点×2 回×4 時間

確定した運行案又は調査条件により数量を変更する場合は、着手前に調査職員と協議する。

第24条 現地踏査

受託者は、委託者が別途提示する 11 交差点の調査位置、主要停留所候補 6 地点及び映像撮影候補地点を、委託者との合同踏査を含めて確認する。観測方向、視認性、既存のバスベイ等の構造、安全な調査員・機器配置を確認し、貸与成果のある区間はその内容と照合する。

第25条 交通量・渋滞長調査

11 交差点の全方向を、実験前 1 回及び実験中 1 回、それぞれ 6 時から 19 時まで同時に観測する。交通量は方向別・15 分単位で、小型車、大型車(バスを別掲)、自転車及び歩行者を記録する。渋滞長は方向別・5 分間隔を基本とし、最大値、末尾位置及び解消状況を記録する。天候、事故、工事、行事等の外部要因も併記する。目視又は映像計測の方法を業務計画書で定め、2 回を同じ分類・集計間隔で比較する。貸与成果による観測地点の置換は、委託者が明示的に指示し、契約数量の変更を協議した場合に限る。

第26条 乗降・車内人数調査

対象便ごとに、各停留所の乗降人数、発車時車内人数、到着・発車時刻及び停車時間を記録する。実験前は比較各停便 6 便/日×1 日=6 便、実験中は快速 6 便/日×1 日=6 便及び比較各停便 6 便/日×1 日=6 便とし、合計 18 便を対象とする。比較各停便は、G1-4 周辺の既存便及び提供可能な直行便等を踏まえ、委託者が確定する。必要に応じ、提供可能な IC・運行実績と照合する。

第27条 主要停留所定点調査

実験前 1 回、実験中 1 回の計 2 回、各回 6 地点において 6 時から 10 時まで観測する。候補地点は長嶺小学校前、警察学校前、大江渡鹿、桜町バスターミナル、渡鹿四丁目及び二本木口とし、確定した停車案を踏まえて委託者が最終指定する。15 分別の待客、乗降、積み残し、案内の視認、誤乗、問い合わせ、滞留及び安全上の事象を記録する。運行順序及び接近・錯綜は、この定点観測、映像、運行ログ及びヒアリングで確認できる範囲で整理し、独立した追加の観測日又は要員は設けない。

第28条 バス停周辺ビデオ調査

第 27 条の実験中の調査と同時に、快速便の停車地点 1 か所及び通過地点 1 か所を各 4 時間撮影する。計 2 地点×2 回×4 時間=16 地点・時間を標準とする。撮影地点及び画角は、第 24 条の踏査と別業務の道路構造・環境整理を踏まえて委託者が指定する。映像から、バス停付近の車線変更、急減速、一般車の速度低下及び交通阻害の発生時刻・回数と周辺状況を判読する。既存の車載映像が貸与される場合は分析に活用できるものとする。

第29条 所要時間・定時性及びバスプローブ分析

既存の GPS、運行ログ、バスロケーションデータ等、提供を受けるデータにより、便別・区間別・時間帯別の所要時間、定時性、速度分布及びばらつきを整理する。データ範囲の目安は、実験前の比較各停便 12 便、実験中の快速便 6 便/日×39 日=234 便及び取得可能な比較各停便最大 234 便とする。実験前・実験中の速度低下区間、ボトルネック及びバス停停車に伴う速度低下の可能性を抽出する。車両の回送・再投入に関する独立した実測は行わず、提供される運行記録及び第 31 条のヒアリングの範囲で運行上の課題を整理する。データの欠測・時間粒度と分析上の限界を明示する。

第30条 利用者・非利用者アンケート

受託者は、実験便の利用有無を必須設問とする利用者・非利用者アンケートの設問、同意文、Web 回答画面及び集計区分を作成し、委託者の承認を得る。利用者には利用便、乗降、従前の交通手段・時刻・経路、評価及び継続意向を、非利用者には認知、非利用理由、現在の交通手段、利用条件及び今後の意向を尋ねる。アンケートカード 2,000 枚及び全戸配布チラシに掲載する QR のリンク先は委託者が指定する。

Web 回答環境・必要な操作権限の提供、カードによる回答案内、回答の回収及びデータの受託者への引渡しは、委託者が自ら又は別途手配して行う。受託者は提供さ

れた回答データを出力・整理し、利用者と非利用者を区分して集計し、自由記述を整理する。利用者・非利用者合計の回答目標 400 件、有効回答の目安 300 件は分析設計上の目安であり、受託者の回収保証件数ではない。回答データの提供範囲又は回答数が不足する場合は、可能な集計及び分析上の限界を整理して協議する。

第31条 周知広報

受託者は、確定した運行内容に基づき、実験期間、運行日、経路・時刻、停車・通過停留所、乗降方法、運賃、問い合わせ先及び委託者が指定するアンケート QR を、利用者が理解しやすい広報物として制作する。ポスター等の掲出・撤去及び看板差替えパネルの設置・撤去を、次の基本数量の範囲で行う。

制作物・業務	標準数量	仕様・扱い
A3・B3 ポスター	計 120 部	A3:掲出 30 部・予備 10 部、B3:バス車内用 80 部。デザイン・印刷・基本数量の掲出・撤去
A4 両面チラシ	35,000 部	デザイン・印刷・沿線及び停留所徒歩圏の住宅への全戸配布
看板差替えパネル	大 10 枚、 小 7 枚	大 1,400×550mm(掲出 9・予備 1)、小 1,400×275mm(掲出 6・予備 1)。既存枠用表示面の制作・基本数量の設置・撤去
Web バナー	1 式	委託者 Web 掲載用
SNS 正方形画像	4 点	委託者が指定する4回の周知時期に合わせて制作
A6 アンケートカード	2,000 枚	版下制作・印刷。回答案内・配布・回収は第 30 条による

チラシは、走行区間沿線と各停留所の徒歩圏(目安として約 300m 圏)の住宅へ全戸配布する。受託者は区域図・配布計画について事前に委託者の確認を受け、配布後、区域別の配布部数及び未配布理由を報告する。看板は既存の枠・脚・支持材等を用い、表示面の寸法及び固定方法を製作前に確認する。枠等の新設・改修は含まない。

周知は 11 月から順次開始する案を踏まえ、実際の制作・掲出・配布時期を委託者と協議して定める。掲載時刻及び停車区分は公開前に確定情報と照合する。所要時間は交通状況で変動する旨を記載し、短縮時間の数値を掲げる場合は比較条件を確認する。実験後の継続運行を保証する表示はしない。

第32条 効果分析

受託者は、実験前・実験中の調査結果、既存のバスプローブ、停留所周辺映像、アンケート、ヒアリング及び貸与成果を、取得条件と欠測を明示して統合評価する。利用状況と映像は実験中の前半・後半も比較できる範囲で整理する。

評価項目	主な分析内容
速達性・定時性	快速便と比較便の所要時間、遅延、ばらつき、実験前・中の速度低下区間
利用・需要	便別・停留所別乗降、最大車内人数、利用・非利用理由、既存便からの転移と新規需要の可能性
道路交通・安全	11 交差点の交通量・渋滞長 2 回比較、停留所映像の交通阻害・危険挙動、運転士指摘箇所と貸与成果の照合
運行・周知	近接便の順序、提供資料で確認できる車両運用の課題、認知・理解・問い合わせ・誤乗
費用対効果・総合評価	必要な運行費・利用データが提供された場合の費用対効果、継続条件と改善案

曜日、天候、事故、行事等の外部要因と標本数・調査回数の限界を示し、少数の観測結果から交通分散等の因果関係を断定しない。改善案はダイヤ、停車・通過区分、利用案内、データ取得、停留所付近の安全上の留意点までとし、道路構造・交通規制・施設の設計は含まない。

第33条 報告書

受託者は、調査条件、使用データ、方法、主な調査記録・集計結果、分析、限界及び改善案を、Word 及び PDF 形式の報告書にまとめる。映像判読結果、ヒアリングの要点・危険箇所位置図及び貸与成果との照合結果は、必要な図表として報告書内又はその付属資料に整理する。

第3章 成果品及び条件変更

第34条 成果品及び提出方法

成果品	形式・数量	提出時期
業務計画書	Word 又は PDF・1 式	契約締結後 14 日以内
広報物・配布実績	第 32 条の各媒体の印刷物・掲載用データ、区域図・配布実績表	各周知時期の前、配布完了後
報告書	Word 及び PDF・各 1 式(電子データ)	履行期限まで

電子データの提出方法及びファイル形式の詳細は調査職員の指示による。受託者は提出前にウイルス対策及びファイルの開封確認を行う。広報物や写真等に第三者の権利を使用する場合は必要な許諾を得る。

第35条 電子納品

- 1) 本業務は電子納品対象業務とする。電子成果品は、委託者が指定する電子納品要領及び熊本市電子納品運用ガイドライン(案)(土木編)を準用し、詳細は調査職員と協議するものとする。
- 2) 電子成果品は、PDF に加え、Word、Excel、PowerPoint、CSV、画像その他の編集可能な形式で提出する。ファイル名、シート名、項目定義及び集計式を第三者が理解できるよう整理する。
- 3) 電子成果品は電子媒体(CD-R 又は DVD-R)2 部、印刷製本した最終報告書は 1 部提出する。電子媒体以外の方法を委託者が指示した場合は、その指示に従う。
- 4) 成果品の提出前にウイルス対策及びファイルの開封確認を行い、エラー又は破損がないことを確認するものとする。
- 5) 電子検査に必要な機器は、原則として受託者が準備する。受託者が準備できない場合は、別途協議する。

第36条 条件の確定及び変更

委託者は、実験期間、便数、時刻、停車区分、調査日・地点、アンケートの回答環境及び広報掲載事項を着手前に確定して提示する。本書に示す基本数量を超える便数・調査、撮影、広報物の作り直し、P&R・シェアサイクルの追加分析、アンケートの追加回収等が必要となる場合は、受託者はその内容・数量と業務委託料・履行期間への影響を整理し、作業に先立ち調査職員と協議する。